

道徳教育におけるキャリア教育の意義

— 「社会的包摂」の視点からの検討—

小池 孝範・清多 英羽

A study on the significance of career education in moral education : From the viewpoint of "Social inclusion"

KOIKE, Takanori; SETA, Hideha

Abstract

The purpose of this study is to examine the way of career education in moral education from the viewpoint of "social inclusion". At first, we examined the meaning of work in modern society, because exclusion from work often falls into the loss of role in society, i.e. "social exclusion", in modern society. Next, we examined the efforts of Fujisato-machi Social Welfare Council (at Akita Prefecture), which is making good results in employment support for people in "social exclusion" such as "Hikikomori (Social Withdrawal)". Finally, based on the result of that effort, we suggested that abilities to cope with severe realities is important for children, and we have to educate for being acquired that abilities as career education in moral education.

Key words : social inclusion, social exclusion, career education, moral education, role

はじめに—キャリア教育の現状と課題

「キャリア教育」という用語が、文部科学行政関連の政策文書においてはじめて登場したのは、平成 11 (1999) 年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」であったが、そこでは、「学校教育と職業教育との接続」の改善を図るため、小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施することの必要性が提言されている。この答申を受け、キャリア教育に関する調査研究がすすめられるとともに、「若者自立・挑戦プラン」(平成 15 [2003] 年)、「若者自立・挑戦のためのアクションプラン」(平成 16 [2004] 年)の策定等の取り組みを通じてキャリア教育が具体的に推進されていった。

さらに、平成 18 (2006) 年に改正された教育基本法において、第 2 条(教育の目標)第 2 項に、教育の目標の一つとして「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が新たに盛り込まれ、さらに、同法第 5 条(義務教育)第 2 項では、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とし

て行われるものとする」と定められる等、学校教育におけるキャリア教育が法的に位置付けられた。こうした教育基本法の改正、翌平成 19 (2007) 年の学校教育法の改正等をふまえて平成 20 (2008) 年に改訂された小・中学校の「学習指導要領」には、随所にキャリア教育が目指す目標や内容が盛り込まれ、翌平成 21 (2009) 年に改訂された「高等学校学習指導要領」では「総則」において「学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」と定められ、キャリア教育の推進を明示し、一層の推進・充実が図られることとなった。

「キャリア教育」は、平成 23 (2011) 年の中央教育審議会答申「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義され、「自立」に向けた取り組みであることが示されている。平成 27 (2015) 年 3 月に告示された一部改正学習指導要領では、道徳教育および「特別の教科 道徳(道徳科)」の目標を「道徳性を養う」として示し、「道徳性」については、「自己(中:人間として)の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤」と位置付けられている。

こうした内容は、基本的には従前の留意点を継承しつつ、目標として位置付け直されたものであるが、目標の中に「自立した人間」を位置付けており、「社会的・職業的自立」に向けた取り組みである「キャリア教育」と、その目指すところにおいて基本的な趣旨を共有していることが、より明確となっている。したがって、学校教育を通じて目指されるキャリア形成における道德教育の役割はますます重要になっていくといえるだろう。

道德教育とキャリア教育との関連について、『キャリア教育の手引き』において具体的な内容項目と関連があるものとして例示されているのは、「節度、節制」「向上心、個性の伸長」「(思いやり)、感謝」「相互理解、寛容」「勤労、公共の精神」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「家族愛、家庭生活の充実」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」等があり、四つの視点すべてにわたってかなり多くの項目との関連が示されている(参照:『小学校キャリア教育の手引き』55頁、『中学校キャリア教育の手引き』75-76頁他)。確かに、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」(平成23年中教審答申)としてとらえるならば、上にあげた項目を道德教育の中で指導していくことによって、一定の成果をあげることができるだろう。

しかし、キャリア教育導入の背景にある日本の産業・職業界における構造的変革は、いまなお進行し、雇用形態の多様化・流動化も一層激しさを増している。総務省による労働力調査によれば、平成28(2016)年度4月の正規/非正規社員の割合は、63.2%/36.8%、平成17(2005)年10~12月期の正規/非正規社員の割合は、66.9%/33.0%、増減はあるものの、正規については漸減、非正規については漸増する傾向が看取される¹。この背景として、日本における働き方が、会社の一員として働くことを前提とし、人に仕事を割り当てる「メンバーシップ型」労働から、仕事に人を割り当てる「ジョブ型」労働へと転換しつつあること等があげられている[濱口, 2013: 25ff.]²。

さらに、これまでの日本の社会においては、学校から仕事へ「間断のない移行」が当然のこととして実施され、また、基本的には堅持されてきた。しかし、最近、「若年非正規雇用(フリーター)の増加が大きな問題」となる等³、「間断のある移行」もある時代へと変化してきているとされる[溝上, 松下, 2014: 43ff.]。キャリア教育が提唱された背景には、社会環境の変化、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化にともない、こうした学校から仕事への「間断のある移行」が増加し、社会的に問題となったこともあげられるだろう。それゆえ、

その当初は「望ましい職業観・勤労観」を身に付けることがキャリア教育の目的の一つとされてきた(平成11年中教審答申等)。その後、「勤労観・職業観の育成」のみが焦点化されて、「社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視」されている点が課題であるとされているが(平成23年中教審答申)、現状では、学校の就職率が関心事となる等、学校から仕事へ「間断のない移行」を前提としたキャリア教育が実施されているといえるだろう。

むしろ、その取り組みや方向性は否定されるべきものではないものの、一方で、何らかの事情でキャリア形成のコースから外れた場合に、容易に「社会的排除」⁴に陥ってしまう危険性があり、コースから外れ「間断」が生じた場合への対応等、「社会的包摂」も視野に入れた形での取り組みが必要となるだろう。こうした状況の中で、キャリア教育導入時に目的とされた、学校から職業への移行プロセスに問題を抱える若者の増加への対応については、今後も教育の中で推進していく必要があるだろう。

また、一層の増加が予想される非正規雇用等の不安定な労働に就いた場合のキャリア形成について、さらに「間断のない移行」がうまくいき、正規社員となった場合でも課題が指摘されている。本田由紀は日本においては、正規社員は「ジョブなきメンバーシップ」に、一方、非正規社員は「メンバーシップなきジョブ」という状況におかれており、正規社員は「職務に関する契約が不明瞭」であるため、「過重労働、長時間労働が容易に発生」し、また、非正規社員は、「ジョブではなくタスクと呼ぶほうが適切であるほど、細分化された作業の一つを指示されること」も多く、「雇用の不安定さ、低賃金、教育訓練機会の少なさなど」、劣悪な労働条件になりやすいとしている[本田, 2014: 77ff.]。

こうした課題をふまえた時、今後、一層の増加が予想される非正規雇用等の不安定な労働に就いた場合のキャリア形成、何らかの形で就労から一旦離れてしまう、ないし離れざるを得ない状況に陥ってしまった後のキャリア形成、さらには、正規社員となった場合でのキャリア形成についても視野に入れた、より広い意味でのキャリア教育が求められるであろう。こうした視点から見た時、現在の道德教育におけるキャリア教育の視点をもった取り組みも、より広い視点から再構成していく必要があるだろう。

自立を含んだこうした課題意識から、本稿ではキャリア形成と道德教育の関係について検討していきたい。具体的には、現代社会における「働くこと」の意義について、現在の労働環境の変化をふまえつつ、「役割」概念を手がかりとして「社会的排除」との関係から検討する

(I)。その上で、「引きこもり」等の「社会的排除」の状態にある人に対する就労支援において成果を上げている、秋田県藤里町社会福祉協議会の取り組みから、道徳教育として取り組み得るキャリア形成のあり方の端緒を探る(II)。そこで得られた視点をもとに、キャリア形成と道徳教育の関係について、現実と折り合いをつける道徳教育の可能性について検討する(III)。

Ⅰ 現代社会における「働くこと」の意義——「社会的排除」と「役割」の視点から——

現代社会において「働くこと」は、職業等に就いて自立した生活を送るための「賃金を得ること」を意味する場面が多いし、事実、そうした側面が重要な意義をもっている。内閣府が実施している「国民生活に関する世論調査」の「働く目的」に関する項目について、調査項目として追加された当初の平成9(1997)年度と最新の平成27(2015)年度を比較したものが【表1】である。

【表1】「働く目的」 総務省「国民生活に関する世論調査」より	平成27年度		
	平成9年度	全体	20代
お金を得るために働く	34.0%	53.7%	61.1%
社会の一員として、務めを果たすために働く	12.7%	14.0%	11.3%
自分の才能や能力を發揮するために働く	16.9%	7.8%	12.1%
生きがいをみつけるために働く	33.1%	19.8%	14.1%
その他・わからない	3.2%	4.7%	1.3%

全体で見ると、「生きがいをみつけるために働く」の割合(33.1%→19.8%)、「自分の才能や能力を發揮するために働く」の割合(16.9%→7.8%)が大きく減少する一方、「お金を得るために働く」の割合(34.0%→53.7%)が増加する等、働くことの目的が「賃金を得るために手段」へと傾きつつあることが看取される。その傾向は、20代の若者においては一層顕著ではあるが、全体の傾向と連動しているものであり、必ずしも若者の働くことへの意識が特異な傾向を示しているわけではない。社会全体としてみた場合、この間、日本は経済的な行き詰まり、雇用環境の変化等に直面し、「閉塞感と行き詰まり感が拡がり、人々が将来に向けた安心や希望をもつことが難しくなっている」こと等が指摘され[神野、宮本、2011：v]、その結果、「働くこと」への意識が変容していることもあるだろう。

むしろ、現代社会において「働くこと」によって賃金

を得ることは生活のためには必要不可欠ではあるが、それだけではなく、働く中で自己実現を図ったり、そこに生きがいを見つけたりすることも働く上で意義をもつことであるだろう。平成23(2011)年中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」においても、『働くこと』を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが『自分らしい生き方』となっていくとし、「働くこと」を通じた自己実現の意義を示し、その上で、「キャリア発達」を「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」と定義している⁵。こうした視点から見た場合、個々人が「働くこと」に能動的意義を見出し得るようにすることが、「キャリア教育」の大きな役割の一つであるといえよう。

しかし、現代社会においては、働く意欲をもちながらも、働く機会に恵まれない、もしくは働く機会を失うケースも多い。そこでは、「自己実現」や「生きがい」といった積極的意義はおろか、「社会の中で自分の役割を果たす」ことすら困難となる。阿部彩は、「働くこと」には「賃金をもらうための手段」という面だけではなく、「社会から存在意義を認められ、『役割』が与えられ、「社会から『承認』されること」としての意味をもつとする[阿部、2011：110]⁶。こうした視点から見た場合、労働からの排除が、単に収入がなくなるといふことにとどまらず、社会における「役割」を失い、結果的に社会の仕組みから排除され、「社会的排除」に陥ってしまう危険性を孕んでいるといえよう。

では、現在、日本で実施されているキャリア教育において、「役割」はどのように位置付けられているだろうか。菊池武剋によれば、「今日の学校キャリア教育の推進の契機となった『キャリア教育の推進に関する総合調査研究協力者会議報告書』(文部科学省2004)」における「キャリア」の定義——「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係づけや価値づけの累積」——は、スーパー(Super, D. E., 1910 - 1994)の「キャリアとは生涯過程を通して、ある人によって演じられる諸役割の組み合わせと連続…中略…に概ね対応する」としている。その上で、スーパーは、「職業だけが役割なのではなく、職業以外の役割も影響を及ぼす」との視点から、「人生上での役割(ライフ・ロール)を生涯のそれぞれの時期に応じて果たしていくという、キャリア発達の理論, life-span, life-space approach (Super 1980)」を提唱し、「キャリア発達の過程を生涯に広げるとともに、個人が果たす人生役割(life-role)を包括的に扱おうとするもの」であり、「現在日本において展開されているキャリア教育やキャリア形成支援」は、このスーパーのキャリア概念

私たちは日常の生活において、おかれている状況の中で、その状況に適った「役割」を選び、その「役割」を演じている。そうした意味で「役割」は、生活の維持と生

33f.]
 れるものともなるとしている [O.F.Bollnow, 1978=1988: であって、「同時に人間に内的自由の空間を開いて」く 背後に人間が自分を隠す『単なる役割』にすぎない』の ができる。こうした意味からいえば、「役割」は、「その 取すること、…中略…自分の役割の背後に隠れること」 を演じている「人間は、自分の役割の背後へと自分を撤 上』であるという意識」をもっている。それゆえ、役割 表現されているものとは比べて、何らかの仕方です「それ以 べきでない」という意識、自分はむしろその役割の中に ながら、…中略…自分は自分の役割と全面的に同一視され くと対立する」ものであり、「人間はその役割を演じな 可分に結びついて」いる一方で、「演技は本気でやるこ 事の上でホルノーは、「演技という性格が役割には不 いるとする [O.F.Bollnow, 1978=1988: 28]。

係とが必然的に役割の概念(…)にいつも結びついて」 うこと」においては、「それを見ている他人の目への関 別される」。他方、後者—「役を他人の前で演ずるとい のことよって労働のような他のふるまいの仕方から区 の固有のふるまいの仕方は「演技」と呼ばれ、そしてそ あり、前者—「ある役を『演ずる』ということ」は「そ と「役を他人の前で演ずる」ということ」の二つの規定が の役というもの」には、「ある役を『演ずる』ということ」 じる」ことが起源であることを示した上で、この「俳優 場に端を発し」ており、俳優が「その役 (Rolle) を演 ホルノーは、「役割 (Rolle)」の概念が、「もともと劇 たい。

て「役割」はいかなる状況におかれているのかを確認し ー (1991) の所論を確認した上で、「社会的排除」におい 広く捉えて検討しているホルノー (Bollnow, O. F., 1903 1991) の所論を確認した上で、「社会的排除」におい 果たすことができなくなってしまう危険性があ

る。
 が [全米キャリア発達学会, 1994=2013: 127ff.], 本稿 「キャリアカウゼリング」の観点からは有効であるう 2012: 35]。確かに、こうしたキャリア発達の視覚化は して「キャリア発達」を紹介している [文部科学省, おける役割 (ライフ・ロール) の分化と統合の過程」と リア教育の手引き』(2011)でもコラムの中で「生涯に イフ・キャリアの虹」としてよく知られ、「高等学校キャ スーパーのキャリア概念は、それを概念図化した「ラ に基づいているとしている [菊池, 2012: 50f.]。

秋田県の最北端に位置する藤里町は、総人口3,528人 (平成28年5月末現在、藤里町HPより)、そのうち65 歳以上の人口の割合(高齢化率)が44.9%、高齢化率が

議会の取り組みについて

II 就労とキャリア形成—秋田県の藤里町社会福祉協 緒を探ってみよう。

道徳教育として取り組み得るキャリア形成のあり方の端 いる秋田県藤里町社会福祉協議会(以下、藤里町社協) 援において成果をあげ、その取り組みに注目が集まっ ところで、IIでは、いわゆる「引きこもり」等の就労支 られることを示す「第一歩」となる [阿部, 2011: 96ff.]。 められている場所」となり、「社会の中で存在が認め によって、そこが「安心して休める場所」、「社会から認 味はもたらんこと、物理的な居場所が確保されること なるが」として「居場所」については、物理的な意 につく「役割」が与えられ、社会から「承認」されることにな なく、働くことを通して、「社会から存在意義を認められ ことは、単に賃金をもらう手段としての意味だけでは ーに陥ることとなる。また、「役割」については、働 本質を誰も自分が必要としない、ということに見ている ながら「失ったとき「孤立」—阿部は、「孤立」の ながら」とは、何らかの「関係性をもつ」ことであり、「つ ードとして「つながり」「役割」「居場所」をあげる。「つ 阿部彩は、「社会的排除/社会的包摂」を論じるキー 後者について、「社会的排除」に注目して検討してみたい。 課題ではあるが、本稿では、キャリア形成と関係が深い 会的排除」があげられるだろう。そのいずれも現代的な の自己」がむき出しとなる状況の一つの典型として、「社 井, 2009: 23]。他方、「役割」の喪失によって、「真 ラ化」等を、その一つの典型としてあげられるだろう [土 況とは、例えば、土井隆義のいう「キラカターのキヤ 「役割」と「真の自己」との関係とが固定化された状 出しとなる状況に陥る危険性がある。

こうした場合の均衡が崩れたとき、「役割」と「真の 自己」との関係が固定化されてしま 状況や、「役割」の喪失によって「真の自己」がむき 出しとなる状況に陥る危険性がある。
 よう。
 関係の中で「真の自己」を担保しつつ、その都度の状況 に応じて「役割」を選び、「役割」を演じているといえ

全国で最も高い秋田県（33.6% / 2015年）の中でも、市町村別で2番目に高い（平成27年7月1日現在、秋田県発表）。藤里町社会福祉協議会（以下、藤里町社協と略記）では、平成17（2005）年から1年半をかけて、いわゆる「引きこもり」の実態把握に取り組み⁹、多くても30人程度とする当初の予想を大きく上回る90人超、さらに最低でもプラス10人、100人を超える「引きこもり」がいることが明らかとなった〔藤里町社協、秋田魁新報社、2012：12ff.〕。こうした調査結果を受け、「引きこもり者等支援事業」を実施することとなった。

藤里町社協では、県からの払い下げ施設を福祉の拠点施設「こみっと」として改修し、そこに「引きこもり者」が集える「居場所」をつくることを目指していた。しかし、「引きこもり者」が支援を待つ者ではないという認識から、「引きこもり者の場所」としてだけではなく、「支援する者も支援される者も共に集える」場所づくりを目指すこととし、NPO等の共同事務所と同居することになった〔藤里町社協、秋田魁新報社、2012：18f.〕。

こうした方針転換は、物理的な「居場所」を起点とし、「つながり」へと広げていくという方向から、「居場所」、「つながり」、さらには中間就労施設としての食事処を併設したことによって、「役割」も含んだ、一体的な「居場所」提供へとつながったと考えられる。藤里町社協の取り組みは、あくまでも「福祉」の立場から、また、社会の問題としてなされている点に大きな特徴がある。その成果や意義は、これまでのキャリア支援では看過されがちであった、様々な理由からキャリア形成の道筋から脱落し、そこへと復帰しづらい状況、いわゆる「社会的排除」に陥っている人に対して、再びキャリア形成し得る方途を示している点にある。

「引きこもり者等支援事業」の対象となったいわゆる「引きこもり」者は、様々な状況から「引きこもり」状態に陥っているが、その中には、就労の機会を失うことによって「役割」を失い、「役割」を失っている負目から「つながり」を拒絶し、結果的に、「引きこもり」ことによって（かろうじて）自らの「居場所」を創出しているケースが散見される。こうしたケースの場合、「勤労」の精神が未成熟、未発達であるというよりは、むしろ、理想とする「勤労」のあり方と、現実の状況とのギャップがその原因となっているといえるだろうし、「勤労観・職業観」に対する高すぎる理想が、かえって、結果的に「引きこもり」を助長しているともいえるだろう。

そこで注目してみたいのが、食事処での中間就労を起点とし、それとの連携を図りながら求職者支援事業として実施している「訓練カリキュラム」である。この「訓練カリキュラム」は、平成25（2013）年10月から開始され、12月まで、全369時間、月曜から金曜まで毎日

実施されている（その後も、ヘルパーの資格取得講座と交替で、年2回実施されている）。月曜から金曜まで実施されるという意味で、規則的な生活を送る（送らざるを得ない）ことはもちろんのこと、その内容にも特徴がある。

例えば、訓練カリキュラムの講師を務める方々は、藤里町の住民——町役場職員、NPOの代表、地域商店街の店主等——であり、また、それぞれ講義・演習・実習からなり、実際の仕事場での実習に多くの時間を割いている¹⁰。講師を務めた方に対するアンケート調査によれば、「顔」が見えることによって「引きこもり者」へのイメージが変わり、受容的に接することができるようになったことが見えてくる。

その成果を概括すると、カリキュラムを通して、地域住民にとって見えなかった「引きこもり」を可視化することによって、地域の見方が実態にそくした形で変化したこと、また、「引きこもり者」にとっても社会との「つながり」を意識できるようになったという点があげられる。ここで注目したいのは、「つながり」を得ることによって、「引きこもり者」が働くことの意義を再確認し、また、そのことを通して自らの「役割」を見だし、「居場所」を創出している点である。

こうした点からいえば、訓練カリキュラムは、キャリア形成し得るコースへとつながる、社会復帰へ向けた多様なつながりの具体的道筋を提供しているといえよう。そして、その道筋とつながることで受講者は、社会の中の「役割」を見だし、自らの「居場所」——単に物理的な居場所としてだけでなく、心理的に休める居場所でもある「居場所」——を確保し、そこから再びキャリアを積み重ねていく契機となっているといえるだろう。事実、この訓練カリキュラムと「こみっと」や「こみっとバンク」とよばれる派遣労働事業等の中間的就労を経て、多くの「引きこもり者」が就労に至っている。むしろ、こうした取り組みは学校教育におけるキャリア教育とはその目的を異にするため、そのまま導入することは現実的ではないが、しかし、この取り組みが、キャリア形成のコースへの復帰につながっている点は示唆的である。

本田由紀は、仕事の世界に欠かせないものとして、「第一に、働くものすべてが身に付けておくべき、労働に関する基本的な知識であり、第二に、個々の職業分野に即した知識やスキル」をあげる。このうち、「前者は、働かせる側の圧倒的に大きな力」に対して、働く側が「法律や交渉などの適切な手段を通じて〈抵抗〉するための手段」であり、「後者は働く側が仕事の世界からの要請に〈適応〉するための手段」であるとする〔本田、2009：11〕。現在、キャリア教育や道徳教育における取

り組みは、「〈適応〉の手段」としての部分が大きく、「〈抵抗〉するための手段」としての部分は必ずしも主題化されていない、もしくは看過されているともいえるだろう。しかし、先に確認したように、「引きこもり者」が必ずしも「勤労」の精神が未成熟、未発達であるわけではなく、むしろ、高すぎる「勤労観・職業観」が「引きこもり」の要因となっている場合もあった。また、「自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤」としての「道徳性」を養うことを目標とする道徳教育においては、「キャリア教育」の側から求められる「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な能力の育成」のみならず、円滑に移行することができない、もしくは、そこから外れた場合への視点も含めて検討していく必要があるだろう。

そこで、Ⅲでは、Ⅰで確認した「働くこと」における「役割」の意義と、Ⅱでの藤里町社協での実践的取り組みをふまえて、キャリア形成における「〈抵抗〉するための手段」としての道徳教育の可能性について検討してみたい。

Ⅲ キャリア形成と道徳教育——現実と折り合いをつける道徳教育の可能性——

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」では、「働くこと」について、「単に自分の生活の維持向上を目的とすることだけでなく、働くこと自体が自分に課された社会的責任を果たすという意味においても重視する必要がある」とした上で、「働くことのよさや大切さを知ることにより、…中略…社会に対する奉仕や公共の役に立つ喜びをも味わうことができる」としている。ここでは、「働くこと」を「利益のための活動」としてだけではなく、「社会的任務」としても位置付けているといえる。さらに、「社会環境や産業構造等の変化に伴い働き方が一様でなくなり、働くことに対する将来の展望がもたにくくなっている。働くことや社会に奉仕することの意義の理解は大切であるが、このことは一律に望ましいとされる勤労観・職業観を教え込むことではない」ともし、「働くこと」を多面的、多角的に意義付けているといえよう。

ただし、「一律に望ましいとされる勤労観・職業観を教え込むことではない」としながらも、内容の趣旨は、「働くことのよさや大切さを知ること」を前提とし、「役に立つことの喜び」を味わうことを目指しているという点において、「〈適応〉の手段」に重心がおかれているといえるだろう。確かに、「二〇世紀型福祉国家」が機能している（た）時代においては、こうした「勤労観・職業観」は非常に有効であったといえようが、様々な面で「二〇世紀型福祉国家」が「破綻」しつつある現状においては、課題もあるといえるだろう。

宮本みち子は、「二〇世紀型福祉国家」は、「①持続的な経済成長を背景とする完全雇用、②豊富な労働力人口と低い高齢者比率という人口構造、③高い婚姻率・低い離婚率と男子世帯主の賃金収入によって支えられた安定度の高い家族」の三つの社会経済的条件に支えられていたが、グローバル化・脱工業化によって①と②の条件が、また、工業化時代の青年期モデルの変容・崩壊によって③の条件が崩壊しつつあると指摘する。その結果、社会保障のシステムが機能しなくなり、「学校から仕事へとつながる安定したトラックから脱落した若者は、それ以後の人生トラックにおいて複合的なリスクを抱える状況に陥っている」としている〔宮本、2013：86ff.〕¹¹。

児美川孝一郎は、こうした状況において、今日の子もたち・若者たちの「移行プロセスの危機」は、「単に彼／彼女らが『正規雇用』の職を得ることができるかどうかという点にのみ焦点があるわけではなく、『仕事への移行』以前の『社会的自立』をめぐる課題がそこには随伴している」と指摘し、そこへと対処するためには雇用政策や教育だけでなく、生活保障や福祉を含めた包括的な「社会的自立」支援が求められるとする〔児美川、2007：78〕。

こうした「社会的自立」の支援は、先にあげたように「自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標とする道徳教育とも、その目指すべきところの多くを共有しているといえるだろう。では、目指すべき「社会的自立」には、いかなる資質・能力が必要になるだろうか。

児美川は、「社会的自立」支援のために学校教育が果たすべき新たな役割として、「厳しい社会的現実と漕ぎ出していく、現実と格闘できるようになるための“武器”を身につけさせておく」ことをあげているが、そのためには、厳しい現実を対象化しつつ「社会に出ていった際に“力”になる知識や技能や人間関係（を形成する力）を獲得している必要」があり、また、「自らの進路（キャリア）をしたたかに選択し、時には選択し直すことのできる力量をもつけておくことも必要」であるとしている〔児美川、2007：81〕。

その一つは、本田のいう「〈抵抗〉の手段」としての労働者の権利を含む、労働に関する諸法規についての知識を身につけることがあげられようが、道徳教育の視点からは、厳しい状況にあって、それを甘受するだけでなく、現実に向き合いつつ、時にはその状況に抗していく〈したたかさ〉を身につけることが求められるだろう。

こうした〈したたかさ〉の基底として「自尊感情（self-esteem）」があげられるだろうが、単純に「自尊感情」を高めることが求められるわけではない。「自尊感情」は多様な意味で用いられているが、「自尊感情」研

究の嚆矢をなすジェームズ (James, W., 1842-1910) は、「自尊感情 (Self-esteem) = 成功 (Success) / 要求 (Pretensions)」と定義し、「こうした分数は、分母を減じて、分子を増やしても大きくすること」ができ、必ずしも成功を増やすだけでなく、「要求をあきらめること」によっても自尊感情を高めることができるとする。その上で、「狭量な人 (narrow people)」は「客我 (Me)」を収縮することによって、それに対し「思いやりのある人 (sympathic people)」は、「自我 (The Self)」の内容について「拡大と包摂 (expansion and inclusion)」することによって自己の感情を調整しているとする [James, 1892=1920 : 184ff.]。

こうした意味からいえば、「自尊感情」は自己保存の機制として働くものであるといえようが、ジェームズは、「自己保存」と相補的關係にあるものとして「自己追求」をあげ、そこでは自我の内容を拡大することを企図することが必要となるとする [James, 1892=1920 : 189] ¹²。したがって、ジェームズの見解にしたがえば、「自尊感情」をとり上げる際にはそれを高めることだけでなく、同時に、自我の内容を拡大することが必要になるだろう。そのための道徳教育での取り組みとしては、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の視点における内容項目を通じて、社会との様々なつながりの具体的道筋を提供すること、また、困難な状況にあっても、その道筋に積極的にアクセスし得る〈したたかさ〉を身につけておくことが必要になるだろう。さらに、その〈したたかさ〉の前提となるよりよい生き方を求める積極性も、「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」における「よりよく生きる喜び」等を通じて担保しておくことも必要になるだろう。

特に、これまで中学校のみに設定されていた「よりよく生きる喜び」に関する内容項目は、改正版では小学校 5・6年生にも加えられるとともに、1・2年生、3・4年生の段階との関連にもふれられ、中学校の解説では、「人間は総体として弱さをもっているが、それを乗り越え、次に向かっていくところに素晴らしさがある」とされている。こうした内容項目を道徳教育で展開する際、弱さを「乗り越え」る契機は、必ずしも内面にのみ求めるだけでなく、例えば、藤里町社協における取り組みのような、外から与えられたものを契機として、自己のありようを回復していく可能性も視野に入れた取り組みも必要になる。したがって、道徳教育においては、乗り越え得る内面性をはぐくむと同時に、社会的に提供されている回復の多様な契機を、教育における様々な場面で情報として提供すること——そのことも、道徳的視点をもってなされる場合には、道徳教育と呼び得るだろう——と同時に、そうした契機を〈したたかに〉利用し、キャ

リアを形成していく積極性をはぐくんでいくことも必要だろう。

「働くこと」は、社会的な自立を果たす上で重要な意義をもつものであり、「賃金を得るための手段」としてのみならず、社会の一員としての務めを果たすため、自己の能力を発揮するため等、キャリア形成にとって多様な意味をもつものである。一方で、「働くこと」が「役割」となり、そのことが社会からの「承認」となり、社会の中に「居場所」を得ることにもつながる。こうした意味をふまえ、不確定な社会の中で〈したたかに〉キャリアを形成していくことへの支援が必要となるだろう。

おわりに

以上、本稿では、現在の労働環境をふまえつつ、キャリア形成における道徳教育の意義と可能性を検討し、現在の社会状況の中では、これまでのように学校から職業への接続のみならず、何らかの要因でキャリア形成の途から外れたとき、いかにそれに立ち向かっていくか、また、乗り越えていくかという視点を含んで検討する必要があることを提起した。

ただし、本稿で検討した内容は、キャリア形成における道徳教育の意義と可能性を原理的に検討するにとどまり、道徳教育の中でキャリア教育を、学校教育の中でいかに展開していくのかについては、十分に検討することができなかった。そこで、最後に具体的な展開についての見通しを示しておきたい。

本稿Ⅲでとり上げたように、児美川孝一郎は、「自らの進路 (キャリア) をしたたかに選択し、時には選択し直すことのできる力量をもつけておくことも必要」であるとしていた [児美川, 2007 : 81]。本稿ではこうした提案をふまえつつ検討を進めてきたが、児美川はこうした「力量」をはぐくむためのキャリア教育を「権利としてのキャリア教育」とし、その具体的内容として六つ——「Ⅰ 労働についての学習」「Ⅱ 職業についての学習」「Ⅲ 労働者の権利についての学習」「Ⅳ 自己の生き方を設計し、わがものとするための学習」「Ⅴ シティズンシップ教育」「Ⅵ 専門的な知識や技術の基礎の獲得」——を示している [児美川, 2007 : 156f.]。その上で、これらの内容は、各教科の学習、特別活動や「道徳の時間」における体験学習を含む学習を通じて、「総合的な学習の時間」のなかで、総合的に取り組まれるべきものであるとし、それらが点としてではなく線として、繰り返しばれることによって次第に深化していくキャリア発達を提示している [児美川, 2007 : 168f.]。

こうした提案を「自立」という視点から見たとき、「Ⅳ 自己の生き方を設計し、わがものとするための学習」が重要となるだろう。児美川は、この学習の具体的内容と

して、「①生き方・働き方の探求」, 「②家族, 地域コミュニティ, 現代社会についての理解」, 「③具体的な進路についての情報収集と検索」をあげているが〔児美川, 2007: 157〕, こうした内容は, 改正学習指導要領における内容項目にてらせば, 例えば中学校においては, キャリア形成に直接つながる〔C (13): 勤労〕, 〔C (12): 社会参画, 公共の精神〕のみならず, 〔A (1): 自主, 自律, 自由と責任〕, 〔A (3): 向上心, 個性の伸長〕, 〔C (14): 家族愛, 家庭生活の充実〕, 〔D (22): よりよく生きる喜び〕等と関連してくるといえるだろう。

キャリア教育と道德教育は, 相互に理念が重なりあう点も多く, 両者が連携することで, より効果的に目標を達成することができるだろうが, 同時に, それぞれ独自の目標をもっており, その違いに留意した実践が必要である。具体的にどのような実践が可能となるのかについては, 他日を期して取り組みたい。

本論文は, 日本道德教育学会第87回大会(平成28年度春季大会)での研究発表をもとに, 加筆・修正したものである。

【註】

- 1 その背景には, 昭和61(1986)年に施行され, その後の改正で派遣業種が拡大されているいわゆる「労働者派遣法」による雇用形態の変化等があげられるだろう。
- 2 「メンバーシップ型」, 「ジョブ型」の分類については, 〔濱口, 2013〕による。なお, 濱口は, 「日本の現実メンバーシップ型で動いているけれども, 日本の法律は欧米と同様のジョブ型社会を前提に作られている」としている〔濱口, 2013: 51〕。さらに, 日本政府の雇用政策が戦後一貫して「メンバーシップ型」だったわけではなく, 1950年代から60年代にかけては「ジョブ型」を志向し, 1970年代から「メンバーシップ型」に転換され, 1990年代から再び「ジョブ型」へと舵が切られたとしている〔濱口, 2013: 177ff.〕。
- 3 ただし, 「フリーター」がその当初から問題となっていたわけではない。「フリーター」の語は1980年代半ばから用いられたが, その当初は, 正業につかず「夢に向かって挑戦する」という若者をさし, むしろ肯定的な意味合いをもつとともに, 若者自らが積極的に「フリーター」を選択するという状況が見られた。しかし, バブル崩壊後の景気後退にともないその意味が変容し, 正社員就職できなかった学生が, 在学中のアルバイトという非正規雇用にとりあえず入っていくという消極的な意味で, 「否応なく非正規労働を余儀なくされた者」が「フリーター」とよばれるようになっていった。ここで問題とされる「フリーター」はこの後者を指している〔濱口, 2013: 151ff.〕。
- 4 従来「貧困」概念が主として金銭的・物的な資源の不足という状態を指すに対し, 「社会的排除(Social exclusion)」の概念においては, そうした「資源の不足そのものだけを問題視するのではなく, その資源の不足をきっかけに, 徐々に, 社会における仕組み(…)から脱落し, 人間関係が希薄にな

り, 社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視」する「人と人, 人と社会との『関係』に着目した概念」であるとされる〔阿部, 2011: 93〕。

- 5 なお, 本答申では, これまでのキャリア教育が「勤労観・職業観の育成のみの焦点が絞られて」しまった結果, 「社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視されてしまったこと」を課題としてあげている。
- 6 なお, 「働くこと」のもつ, こうした二つの意義については, ブルデュー(Bourdieu, P., 1930—2002)による二つの類型——「利益のための活動としての労働と, 社会的任務としての労働」——がある。ただし, ブルデューは, これを前資本主義的な経済の論理に限定している〔Bourdieu, 1977=1993: 48ff.〕。しかし, この二つの類型は, 労働の社会的性格という点では, 現在の労働の意義を考える際にも有効であろう。
- 7 土井は, 「アイデンティティ」と「キャラ」の違いについて, 次のように述べている。「アイデンティティとは, 外面的な要素も内面的な要素もそのまま併存させておくのではなく, 揺らぎをはらみながらも一貫した文脈へとそれらを収束させていこうとするもの」であり, 「いくども揺らぎを繰り返しながら, 社会生活のなかで徐々に構築されていくもの」である。それに対し, 「キャラ」は「断片的な要素を寄せ集めたもの」であり, 「あらかじめ出来上がっている固定的なもの」であるとする〔土井, 2009: 24〕。
- 8 阿部は, まったくの無償で駅前の自転車置き場で自転車の整理をする「ホームレス」の例をあげながら, その意義を示している〔阿部, 2011: 108f.〕。
- 9 藤里町社協では, 「引きこもり」状態か否かは考慮せず, 「定職を持たずに2年以上経過した人全てを把握することを目的」とし, 対象年齢も18歳以上55歳未満としている〔藤里町社協, 秋田魁新報社, 2012: 182f.〕。これは, 内閣府の実態調査, 厚生労働省のガイドラインの定義に比べ, 期間は長く, 状態, 対象年齢については広く設定している。なお, この藤里町社協の定義の意味については, 〔小池 小松田, 2014: 29f.〕参照。
- 10 本田由紀は, 今後求められる「教育の職業的意義」は「個人が仕事の世界に参入する際の最初のとっかかりを与えること」であるとする。そして, そのために必要となるのは, 「ある専門分野における根本的・原理的な考え方や専門倫理, あるいはその分野のこれまでの歴史や現在の問題点, 将来の課題などをも俯瞰的に相対化して把握することができるような教育」であり, そこで得られるものを「柔軟な専門性(flexspeciality)」とよんでいる〔本田, 2009: 14〕。藤里町の訓練プログラムは, こうした「柔軟な専門性」を獲得し得る内容となっているといえよう。なお, その具体的意義については〔小池 小松田, 2014〕で検討している。
- 11 なお, 宮本は, このリスクについて, ①若者が直面する困難に従来の社会保障の網では対応できない状況としての「リスクの多様化・個別化」, ②親の雇用の不安定が子どもたちの将来の不安定雇用につながるという「リスクの階層化」, ③完全雇用と稼ぎ手としての男性世帯主がいる核家族の構造の不安定化による「リスクの普遍化」の三つをあげている〔宮本, 2013: 87f.〕。
- 12 なお, こうしたジェームズの「自尊感情」および学校教育における意義については, 〔小池, 2013〕参照のこと。

【引用・参考文献】

- Bollnow, O. F. (1978=1988)『問いへの教育 [増補版]』森田孝, 大塚恵一 訳編, 川島書.
- Bourdieu, P. (1977=1993)『資本主義のハビトゥス』原山哲 訳, 藤原書店.
- James, W. (1892=1920) Psychology : Briefer course. New York : H. Holt & Co.
- NHK 放送文化研究所 編 (2015)『現代日本人の意識構造 [第八版]』NHK 出版
- 阿部彩 (2011)『弱者の居場所がない社会』講談社現代新書
- 石川良子 (2007)『ひきこもりの〈ゴール〉——「就労」でもなく「対人関係」でもなく——』青弓社
- 菊池武剋 (2012)「キャリア教育」『日本労働研究雑誌』No. 621, 2012年4月号, 労働政策研究・研修機構
- 菊池まゆみ (2015)『「藤里方式」が止まらない——弱小社協が始めたひきこもり支援が日本を変える可能性? ——』萌書房
- 小池孝範 (2013)「学校教育において「自尊感情」をはぐくむことの意義について——ジェームズの思想から——」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第14号, 秋田県立大学総合科学教育研究センター
- 小池孝範, 小松田儀貞 (2014)「社会的包摂の視点の基づく新たな「キャリア教育」の可能性——秋田県藤里町の就労支援の取り組みから——」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第15号, 秋田県立大学総合科学教育研究センター
- 児美川孝一郎 (2007)『権利としてのキャリア教育』明石書店
- 神野直彦, 宮本太郎編 (2011)『自壊社会からの脱却』岩波書店

- 全米キャリア発達学会 (1994=2013)『D・E・スーパーの生涯と理論』仙崎武, 下村英雄, 訳図書文化
- 土井隆義 (2009)『キャラ化する／される子どもたち——排除型社会における新たな人間像——』岩波ブックレット
- 濱口桂一郎 (2013)『若者と労働——「入社」の仕組みから解きほぐす——』中公新書ラクレ
- 藤里町社会福祉協議会, 秋田魁新報社 共同編集 (2012)『ひきこもり 町おこしに発つ』秋田魁新報社
- 本田由紀 (2009)『教育の職業的意義——若者, 学校, 社会をつなぐ——』ちくま新書
- 本田由紀 (2014)『もじれる社会——戦後日本型循環モデルを超えて——』ちくま新書
- 溝上慎一, 松下佳代 (2014)『高校・大学から仕事へのトランジション』ナカニシヤ出版
- 宮本太郎編 (2013)『生活保障の閃絡——教育・雇用・社会保障をつなぐ——』岩波書店文部科学省 (2011)『小学校キャリア教育の手引き (改訂版)』教育出版
- 文部科学省 (2011)『中学校キャリア教育の手引き』教育出版
- 文部科学省 (2012)『高等学校キャリア教育の手引き』教育出版
- 渡部昌平, 小池孝範 (2015)「道徳教育におけるキャリア教育の可能性——「私たちの道徳」公開を踏まえて——」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第16号, 秋田県立大学総合科学教育研究センター
- ※本研究は, JSPS 科研費 26381090 の助成を受けたものです。
- 小池 孝範 准教授 (こども発達コース)
- 清多 英羽 (青森中央短期大学 准教授)